

○半田市水路等の使用料の減免に関する規則

昭和六十年六月二十五日

規則第十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市水路等の管理に関する条例（昭和四十四年半田市条例第三十四号。以下「条例」という。）第九条に規定する水路等使用料の減免の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(水路等使用料の減免)

第二条 条例第九条の規定により、使用物件の種類において、市長が必要と認めた場合に限り、その者から徴収する使用料に、別表に定める減免率を乗じた額を減免する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（平成三年三月二八日規則第一二号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二九日規則第八号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日規則第一六号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月二五日規則第八号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

使用料の減免率	
占用物件の種類	減免率
国及び地方公共団体の事業に係るもの	百分の百
架空の水路等縦断電線及び電話線のうち、その支持物が水路等の区域外にあつて電線及び電話線のみが使用するもの	百分の百
架空の水路等横断電線及び電話線	百分の百
架空の各戸引込電線及び電話線	百分の百
各戸引込地下埋設管	百分の百
電気事業者が第一種電気通信事業者の使用物件である電話柱に添架する架空の電線	百分の三十

第一種電気通信事業者が電気事業者及び他の第一種電気通信事業者の使用物件である電柱及び電話柱に添架する架空の電話線		百分の三十
使用物件たる電柱を支えている支柱及び支線		百分の百
街とうその他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの		百分の百
ガス事業法に規定するガス事業者が設けるガス管	各戸引込埋設管及び支管（内径〇・〇六三メートル以下のもの）	百分の百
	右記を超えるもの	百分の十
側溝、路端又は法面に鉄板、板などを常置する軽易な通路（間口は個人三メートル以内。事業用は六メートル以内）		百分の百
公共的団体が設ける有線電話柱、架空の電線又は用排水管等		百分の百
アーケード		百分の百
街とう、電柱等に添架（塗布を含む。）した看板	袖看板	百分の二十五
	巻看板	百分の四十
飲料用水道管（水道法によるものを除く。）		百分の百
テレビ用アンテナ線		百分の百
公共下水道、排水路その他排水施設に接続する私設の下水道		百分の百
農業用かんがい用水管（公共団体又は公共的団体が設けるものを除く。）		百分の百
占用物件でない電柱を支えている支柱及び支線（支柱若しくは支線の使用料又は支柱と支線の合計の使用料が電柱の使用料を超える額）		百分の百
自動運行補助施設		百分の百 ただし、令和十三年三月三十一日までに限る。
無線基地局		百分の五十
駐車場	駐車場法第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場	百分の七十五
	その他の駐車場	百分の五十
自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車		百分の五十

輪止め装置その他の器具	
無料で不特定多数に開放している公園、広場、運動場、駐車場及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	百分の百
花壇、掲示板、電光時計等で営利目的がなく、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件	百分の百
道路管理者の設ける標識若しくは街灯又は公安委員会の設ける標識若しくは信号機を無償で添加している電柱又は電話柱	百分の百
道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設ける管類及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
電線類が上空に設置されていない道路において地中に設ける管路及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
電線共同溝、キャブ等に收容される電線類	百分の二十
電線共同溝、キャブ等と一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
有線音楽放送及び有線テレビジョン放送線	百分の九十
地域振興等のために設けられる街頭における一時的な装飾	百分の百